

新型コロナウイルスに関する支援制度【個人向け】

	No	事業名	内容	金額等	問い合わせ先など
給付金	1	子育て世帯応援給付金	児童手当を受給する子育て世帯への応援給付金を支給	児童1人あたり1万円 ※6月末支給予定の子育て世帯への臨時特別給付金(1万円/人)と合わせ計2万円/人となる	綾部市子ども支援課(電話:42-4252)
	2	ひとり親世帯臨時特別給付金	児童扶養手当受給者及び収入が減少した低所得のひとり親世帯等への給付金支給	・1世帯につき5万円、第2子以降1人につき3万円 ・収入が減少した世帯にはさらに5万円	綾部市子ども支援課(電話:42-4252)
	3	生活困窮者自立支援	住宅確保給付金制度の拡充	上限4万7千円/月、最大9か月 給付対象を「離職・廃業と同程度の状況にある者」まで拡充	綾部市社会福祉協議会(電話:43-2881)
	4	特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)時点でお住まいの市町村の住民基本台帳に記録されている方 ※配偶者からの暴力を理由に避難し住民票を移していない方は、避難先の市町村に申出の上で申請されれば給付を受けることが可能	給付対象者1人につき10万円 ※綾部市の申請締め切りは8/24	市特別定額給付金相談窓口(電話:40-4321)
	5	国民健康保険の傷病手当金	国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者(雇われている人に限る)が新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、その療養のため労務に服することができず、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給	支給される要件 1.新型コロナウイルス感染症に感染したことによる休業であること 2.連続する3日間を含み4日以上労務に服することができないこと 3.休業した期間について給与などの支払いがないこと	綾部市市民・国保課(電話:42-4246)
	6	後期高齢者医療保険の傷病手当金			
	7	【大学】学びの継続のための「学生支援緊急給付金」	国公私立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校(日本語教育機関含む)の学生が対象。家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っているが、新型コロナウイルス感染症拡大による影響でその収入が大幅に減少したことにより、既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難である場合に給付金を支給	住民税非課税世帯の学生 20万円上記以外の学生 10万円	申込先:各大学等の窓口(各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み)
	8	【大学】高等教育の修学支援新制度	非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料減免による支援を行う制度 通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、随時申し込みができ、また、家計急変後の収入見込みにより審査される	・授業料の減免 (国公立:入学金約28万円上限、授業料年額約54万円上限) (私立:入学金約26万円上限、授業料年額約70万円上限) ・給付型奨学金の受給 (国公立:自宅通学 月額29.2千円上限、自宅外通学月額66.7千円上限) (私立:自宅通学 月額38.3千円上限、自宅外通学月額75.8千円上限)	詳しくは、日本学生支援機構へ申込先:各大学等の窓口(各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み)
	9	【国・公立高校】京都府奨学のための給付金	高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、府内に在住する生活保護受給世帯(生業扶助)又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の保護者に対し、奨学のための給付金を支給	32,300円～129,700円(世帯状況による)	国公立高校:府教育庁高校教育課(電話:075-574-7539) (資料請求・提出先:在学している学校)
	10	妊婦のPCR検査費用助成	希望する全妊婦が、出産前の新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するためのPCR検査を受けることができるよう、検査費用の助成	「PCR検査に要した費用」を、最大2万円まで	府健康福祉部子ども・青少年総合対策室(母子保健係)(電話:075-414-4591)
貸付	11	【主に休業された方】生活福祉資金(特例緊急小口資金)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯に生活費等の必要な資金を貸し付け	学校等の休業、個人事業主等の特例20万円以内その他の場合10万円以内	綾部市社会福祉協議会(電話:43-2881)
	12	【主に失業された方】生活福祉資金(特例総合支援資金)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に生活費等の必要な資金を貸し付け	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内貸付期間:原則3月以内	綾部市社会福祉協議会(電話:43-2881)
	13	京都府高等学校等修学資金	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金を貸与(貸付)目安として、4人世帯で保護者の年収の合計が約472万円以下であり、経済的理由により修学が困難な高校生 ※失業・休業などによる家計の急変のため貸付を希望される場合は、在学している学校に相談	[国公立]月額18,000円以内 [私立]月額30,000円以内 ※修学生本人が返還猶予事由に該当する場合は、返還を猶予(返還の先延ばし)できる	国公立高校:府教育庁高校教育課(電話:075-574-7539) (資料請求・提出先:在学している高等学校等)
税・公共料金等の猶予など	14	上下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、一時的に上下水道料金等の支払いが困難な場合に、上下水道料金の支払いを猶予	詳細は左記へお問い合わせください	綾部市上下水道課(電話:42-1815)、綾部市下水道課(電話:42-4294)
	15	市税・府税の徴収猶予の「特例制度」	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができる担保の提供・延滞金は不要	以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象 ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること	・納期限が到来していない場合:綾部市税務課管理担当(電話:42-4231) ・既に納期限を過ぎている場合:京都地方税機構中丹地方事務所(電話:56-0340)
	16	国民年金保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除申請ができる	次の①及び②のいずれにも該当する人が対象。 ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	綾部市市民・国保課(電話:42-4246)
	17	国民健康保険料の減免・徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入が一定程度下がり、保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の減免、徴収猶予が受けられる場合あり	詳細は左記へお問い合わせください	綾部市市民・国保課(電話:42-4246)
	18	後期高齢者医療保険の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等において、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合あり	詳細は左記へお問い合わせください	綾部市市民・国保課(電話:42-4246)
19	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料を納付することが困難と認められる場合には、保険料の減免を受けられる場合あり	詳細は左記へお問い合わせください	綾部市高齢者支援課(電話:42-4261)	

新型コロナウイルスに関する支援制度【事業者向け】

	No	事業名	内容	金額等	問い合わせ先など
給付金	1	持続化給付金	コロナウイルスの影響により売上が前年同月比50%以上減少した、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対し、事業全般に広く使える給付金を支給	前年の総売上(事業収入)-(前年同月比50%以上売上が減少した月の売上×12ヶ月)により算出した額 上限 法人200万円、個人事業者等100万円	サポートを受けるには事前予約が必要 電話予約(自動ガイダンス、24時間対応):0120-835-130 電話予約(オペレーター対応、午前9時～午後6時):
	2	小規模事業者等緊急支援給付金	国の持続化給付金の対象(50%減取)とならない減取30%以上50%未満の小規模事業者等に給付金を支給	前年の総売り上げ(事業収入)と前年同月比30%以上50%未満の月の売上×12ヶ月の差額を支援上限50万円	綾部市商工労政課(電話:42-4263)
助成金	3	雇用調整助成金(特例措置)	コロナウイルスの影響を受ける事業者が労働者に対して一時的に休業等により雇用維持を図った場合に、休業手当や賃金の一部を助成	助成率:大企業3分の2、中小企業5分の4 (解雇等を行わない場合は大企業4分の3、中小企業10分の9) ※一定の条件を満たす場合は10分の10	ハローワーク綾部(電話:42-8609)
	4	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	コロナウイルスへの対応として小学校等が臨時休業した場合に、その保護者である従業員(正規雇用・非正規雇用を問わず)に有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業や個人事業者等に対する助成 対象となる休暇取得の期限:令和2年2月27日から9月30日	企業の場合は休暇中に支払った賃金相当額(日額上限:2月27日～3月31日分8,300円、4月1日分～15,000円) 個人事業者等は定額(2月27日～3月31日分4,100円/日、4月1日分～7,500円/日)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (電話:0120-60-3999)
補助金	5	テナント特別支援補助金	国の持続化給付金又は府・市の休業要請対象事業者支援給付金を受給した中京企業者・個人事業主に、事業用建物の賃借料を支援	4月・5月分の賃借料(10/10補助) 上限 中小企業者10万円/月、個人事業主8万円/月	綾部市商工労政課(電話:42-4263)
	6	雇用調整助成金申請支援補助金	雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の申請手続きについて、小規模な事業者が社会保険労務士へ依頼した場合の手数料支援	上限15万円(10/10補助)	綾部市商工労政課(電話:42-4263)
	7	感染拡大防止対策補助金	事業所等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の消毒等に要する費用を支援	上限20万円/回(10/10補助)	綾部市商工労政課(電話:42-4263)
	8	販売促進キャンペーン事業	売上が落ち込む市内事業者の販売促進活動等にかかわる支援	・全業種の販売広報(年3回) ・商工関係団体が取り組む販売促進活動等への支援上限50万円(10/10補助)(プレミアム賞品券を実施する場合さらに50万円上乗せ)	綾部市商工労政課(電話:42-4263)
	9	中小企業者等事業再出発支援補助金	「新しい生活様式」に対応した感染症拡大防止ガイドラインに基づく取組に必要な経費を支援 ※募集締切:9月15日	上限10万円、補助率10分の10 ※中小企業者等緊急応援補助金との併用可能	京都府事業再出発支援補助金センター(電話:075-748-0303)
	10	中小企業者等緊急応援補助金(新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金)	1.「新しい生活様式」に対応した感染症拡大防止ガイドラインに基づく取組に必要な経費 2.業務改善や売上向上につながる取組に必要な経費 ※募集締切:9月15日	小規模企業者等:上限20万円、補助率3分の2 中小企業:上限30万円、補助率2分の1	京都府事業再出発支援補助金センター(電話:075-748-0303)
	11	企業グループ支援「助け合いの輪」推進(新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金)	宅配事業にチャレンジする飲食店が合同で包装容器購入、配送を行うなど、企業同士が連携し助け合う取組に必要な経費を支援 ※募集締切:8月31日	対象:2者以上の事業者による中小企業等グループ(組合も可) 上限:20万円×構成企業数+構成企業数に応じて加算(10万円から100万円) (ただし、最大500万円以内)補助率3分の2	(公)京都産業21(電話:075-315-8590)
	12	京もの「中食」需要拡大支援事業補助金 新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金	京もの農林水産物を3品目以上使用した中食サービス(総菜の加工・販売、仕出し、テイクアウトなど)を開始、拡充するための取組等に必要な経費 ※募集締切:5月31日(以降、毎月末を期限内に予算の範囲内で募集)	上限50万円、補助率3分の2	・地元産農林水産物を利用した店舗として、知事が特に必要と認める府内料理店→流通・ブランド戦略課(電話:075-414-4964) ・旬の京野菜提供店認定店→(公益社団法人)京のふるさと産品協会(電話:075-325-0305)
	13	京都府文化活動継続支援補助金(新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金)	コロナウイルスの影響を受けた府内文化芸術団体が行う文化芸術活動の継続・再開に向けた取組等に必要な経費 ※募集締切:7月15日(第2期は10月15日)、第3期は令和3年1月15日までに予定)	上限:20万円 補助率:対象経費から市町村等の補助金を減じた額の3分の2	京都府文化芸術関係支援相談窓口 (電話:075-414-5549)
	14	多様な働き方推進事業費補助金	仕事と家庭の両立支援を行うための制度整備例:テレワーク導入のための通信機器整備費等(『子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言』を行うことが必要)※募集締切:12月28日	上限50万円、補助率2分の1(小規模企業は3分の2) (企業グループは上限100万円、補助率3分の2)	京都府中小企業団体中央会(電話:075-708-3701)
	15	小規模製造業設備投資等支援	生産性の確保・向上に向けて必要な製造工程上の課題解決等に係る必要な経費 ※募集締切:6月30日(秋頃2次募集予定)	上限500万円 補助率2分の1(土地造成費、建物建設費、生産設備費は15%以内)	綾部市商工会議所(電話:42-0701)、 京都府中小企業団体中央会(電話:075-708-3701)
	16	京都エコノミック・ガーディング支援強化	新規事業に取り組むための、商品・サービス・ビジネスモデル等の開発、新分野進出等に係る必要な経費 ※募集締切:6月30日(秋頃2次募集予定)	上限3,000万円(支援コースにより支援規模は異なる) 補助率2分の1(土地造成費、建物建設費、生産設備費は15%以内)	綾部市商工会議所(電話:42-0701)、 京都府中小企業団体中央会(電話:075-708-3701)
17	「企業の森・産学の森」推進	多様なプレイヤーのコラボレーションによる製品開発、実用化に向けた市場開拓、設備投資に係る必要な経費※募集締切:6月30日(秋頃2次募集予定)	上限5,000万円(支援コースにより支援規模は異なる)補助率2分の1(土地造成費、建物建設費、生産設備費は15%以内)	(公)京都産業21(電話:075-315-9425)	
18	中小企業共同型ものづくり支援(シェアリング事業)	企業・組合等同士の情報・工作機械等の共有の実践またはサポートに係る必要な経費 ※募集締切:6月30日(秋頃2次募集予定)	上限5,000万円(企業グループ、組合等対象より支援規模は異なる)、補助率2分の1	(公)京都産業21(電話:075-315-9425)	
19	次世代地域産業推進	産学連携グループによる先端技術の事業化を目指す取組に係る必要な経費 ※募集締切:6月30日(秋頃2次募集予定)	上限1,000万円、補助率2分の1	(公)京都産業21(電話:075-315-9425)	
20	ものづくり・商業・サービス補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資、システム構築、設計・加工費等 (府の補助金と併用可※一部補助金を除く)	上限:原則1,000万円 補助率:2分の1～4分の3(類型による) ガイドライン等に基づく感染防止対策を行った場合は事業再開枠(定額補助、上限50万円)を上乗せ	ものづくり補助金事務局サポートセンター(電話:050-8880-4053)	
21	持続化補助金	販路開拓や業務効率化の取組に必要な機器装置費、広報費、専門家謝金、委託費等 (府の補助金と併用可※一部補助金を除く)	上限:50万円(コロナ対応を行う場合は100万円)補助率:3分の2～4分の3(類型による) ガイドライン等に基づく感染防止対策を行った場合は事業再開枠(定額補助、上限50万円)を上乗せ(対象は小規模事業者等)	綾部市商工会議所(中小企業応援隊) (電話:42-0701)	
22	IT導入補助金	ITツール導入により業務効率化を行うためのソフトウェア費、導入関連費(コンサル費、保守費等) (府の補助金と併用可※一部補助金を除く)	上限:30万円から450万円 補助率:2分の1～4分の3(類型による)	(一)サービスデザイン推進協議会(電話:0570-666-424)	
23	【農林水産業者】新型コロナウイルス対策緊急支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症により、急な販売先の変更や売上高の大幅な減少など経済活動に影響が生じている農林水産業者等を対象に、早急な出荷・販売の回復等につながる新たな経営改善の取組を支援	事業実施に係る費用の2/3以内(上限額:20万円)	・農業者:中丹農林業改良普及センター(電話:0773-42-2255) ・畜産農家:中丹家畜保健衛生所(電話:0773-25-1860) ・林業者:府森林技術センター(電話:0771-84-1770) ・水産業者:府水産事務所(電話:0772-25-0129)	
24	【農林水産業者】農林水産業者等新型コロナウイルス対策緊急支援事業費	農林水産業者等が府の中小企業等緊急支援事業の採択を受けて実施する販路開拓や売上げ回復につながる取り組みへ支援	上限10万円(1/3以内補助) ※府補助率2/3(上限20万円)の上乗せ	綾部市農林課(電話:42-4267)	
25	【農林水産業者】経営継続補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行うつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る対象は、農林漁業を営む個人又は法人(常時従業員数が20人以下)	補助率:3/4 補助上限額100万円	・全般:農林水産省経営局経営政策課(電話:03-6744-0576) ・林業:林野庁経営課(電話:03-6744-2286) ・漁業:水産庁水産経営課(電話:03-6744-2345)	
26	【農林水産業者】農林業者経営継続補助金	農林業者等が国の農林漁業者の経営継続補助金の採択を受けて実施する新たな販路の開拓や売上げ回復につながる取組に対する支援	上限33万4千円(1/4以内補助) ※国補助3/4(上限100万円)の上乗せ	綾部市農林課(電話:42-4267)	